



その2

求められる紙原料企業の行動監視

北海道大学大学院文学研究科准教授

笹岡正俊

日本人と紙

2016年のデータになるが、日本では一人当たり、年間209^キの紙・板紙を消費している。これは世界平均の約3・7倍である（日本製紙連合会ホームページ）。ここで「紙」と呼んでいるものには、「新聞巻き取り紙」、コピー用紙、雑誌や本の材料になる紙、さらにポスターの材料になる塗工紙などの「印刷・情報用紙」、そして、トイレットペーパーやティッシュなどの「衛生用紙」といった具合にさまざまなものが含まれる。「板紙」は、段ボールになる紙や、紙器（紙の箱など）用の紙などである。

私たちが使っているこれらの紙の原料はどこからきているのか。その全体像を把握するためには、製品としての紙の輸入量だけではなく、原料であるパルプやパルプ材（パルプの原料となる原木やチップ）の国別の輸入量を調べなければならぬ。また、財務省貿易統計において、それらの数値は品目ごとに整理されているため、それらをひとつひとつ見ていかななくてはならない。

すべての紙を対象にするとこのように大変なので、ここでは私たちが日常的に使っているコ

ピー用紙についてみてみよう。17年に日本国内で消費されたコピー用紙の量は約130万^ト（ここでは、出荷量に輸入量を足したものから輸出量を差し引いたものを消費量とみなしている）。うち、国内生産分は80・7万^ト（消費量の62^割）、残りはインドネシアからの輸入が約28・3万^ト（全消費量の22^割）、中国からの輸入が約20・8万^ト（全消費量の16^割）となっていた（経済産業省生産動態統計および財務省貿易統計）。

このようにしてみると、私たちが使っているコピー用紙の4〜5枚に1枚がインドネシアから輸入されたものであることがわかる。

巨大製紙企業、APP社の自主行動計画

インドネシアでは、1990年代から急速に紙原料生産のための植林事業が進められてきた。それを牽引してきたのは、スマトラ島東部を拠点とする巨大製紙メーカー、アジアパルプアンドペーパー社（APP社）である。巨大企業グループ、シナールマスグループ（SMG）の主力部門をなすこの企業が生産する紙製品は世界約120カ国で消費されている。中国にも工場があるが、インドネシアでの紙生産量だけ

でも年間900万^トに上る（鈴木2016）。APP社のサプライヤー（原料供給企業）の産業造林事業許可発給対象地は約260万^{ヘクタール}に上る。これは、産業造林が可能とされる土地の約1/4に相当する（藤原・アワン2015）。

APP社は、これまで、天然林伐採や森林火災によって生物多様性の消失や気候変動の促進といった環境をめぐる問題を引き起こしてきたことや、住民がもともと利用してきた二次林や農地を破壊するといった社会問題を引き起こしてきた。そのため、環境NGOや人権団体はAPP社を厳しく批判してきた。とりわけ、国際環境NGOグリーンピースは、APP社が森林保全をしていくことを公約しながらそれを反故にしてきたことや、グリーンウォッシュ（注1）の批判を免れない行いを続けてきたことから、2010年ごろより、APP社製品ボイコットを求める世界的な市場キャンペーンを展開した。これを受け、パッケージにAPP社製の紙を使っていた、バービー人形を販売する世界的玩具メーカー、マテル（Mattel）など、多くの企業がAPP社との取引を停止するに至った（Dieterich and Auld 2015）。

APP社の森林保全方針 (Forest Conservation Policy) (抄訳)

- 方針1 保全価値の高い森林 (HCVF) と炭素蓄積量の多い (HCS) 森林
- ・HCVF 評価および HCS 評価を通じて特定された非森林地においてのみ事業を実施
 - ・HCVF および HCS 地域の保護
 - ・これら誓約に違反したサプライヤーからの買入れ中止・契約撤回
 - ・The Forest Trust (TFT) による誓約順守状況のモニタリング
 - ・第三者による FCP 実施状況の検証を歓迎
- 方針2 泥炭地管理
- ・インドネシア政府の低炭素開発目標と温室効果ガスの排出削減目標を支持
 - ・森林に覆われた泥炭地の保護を保証
 - ・泥炭地の最善慣行管理 (best practice management) の実施
- 方針3 社会やコミュニティの関与 (engagement)
- ・社会的紛争の回避・解決に向け、「情報を与えられた上での自由意思に基づく事前の合意 (FPIC)」、苦情への責任ある対応、責任ある紛争解決、ステークホルダーとの建設的に関われた対話などを実施
 - ・新規事業計画地における先住民・地域コミュニティの権利尊重
 - ・ステークホルダーとの協議を通じて、FPIC 実施のための将来の方策を発展させる
 - ・FPIC と紛争解決のための実施要項 (protocol) と手順 (procedure) が国際的最善慣行に一致するようステークホルダーと協議を行う
- 方針4 第三者のサプライヤー (Third party suppliers)
- ・責任ある森林管理を支持する原料調達

出所：APP社ホームページ

(https://asiapulpappaper.com/sites/default/files/app_forest_conservation_policy_final_english.pdf)

注：この方針は、1) APP社およびインドネシア国内のすべてのAPP社のサプライヤー、2) 中国を含め、APP社のあらゆるパルプ工場で利用される原料、3) 将来のあらゆる事業展開に適用される。

さらに、FCPのなかでAPP社は「国際的に受け入れられている認証の原則と基準の順守」を謳っており、認証制度は責任ある紙原料の生産・消費のためのガバナンスを支える重要な制度であり続けるはずだ。なお、こうした民間の認証制度のほか

こうした強い市場圧力を受け、APP社は13年2月、天然林伐採の停止、泥炭地保全、社会紛争の回避と解決に向けた責任ある対応など四つの柱からなる「森林保全方針 (Forest Conservation Policy : FCP)」を公約した。

環境NGOや人権団体の多くはAPP社によるこの自主行動計画を歓迎。これまで積極的にネガティブキャンペーンを展開してきたグリーンピースも、当面はキャンペーンを停止することを決め、FCPを進めるなかでAPP社と協力していくことを決定した。

このようにインドネシアにおいては、10年代前半に、「熱帯地域における紙原料の責任ある生産・消費」を目指す、「企業の自主行動計画」を軸とした環境ガバナンス(注2)の枠組みが整ってきたといえる(笹岡2017)。

複雑化するガバナンス

紙原料の責任ある生産・消費を目指す「企業の自主行動計画」を軸とした環境ガバナンスはさまざまな制度に支えられている。

APP社はFCPのなかで、独立した第三者によるFCP実施状況の検証を歓迎する、としている。FCP履行状況の継続的なモニタリングは企業の「責任ある」生産・流通を支援する「非営利組織」、ザフォレストトラスト(TFT)が行っている。これとは別に、APP社が所期の目標をどの程度達成できたのかの評価をレインフォレストアライアンスが、15年にいくつものNGOの協力を得て行っている(なお、ここでは、天然林伐採禁止などの点で前進があったが、土地紛争に関してはほとんど前進がなかったと評価されている)。

APP社はFCPの履行状況に関する苦情(グリーンバンス)に対応するための制度も設けた。これは、紛争当事者である住民やNGOなどが、FCPの原則が守られていない事実を確認した場合、それを報告でき、APP社は寄せられた苦情の妥当性を第三者を交えた検証チームで検証しなくてはならない、という制度である。

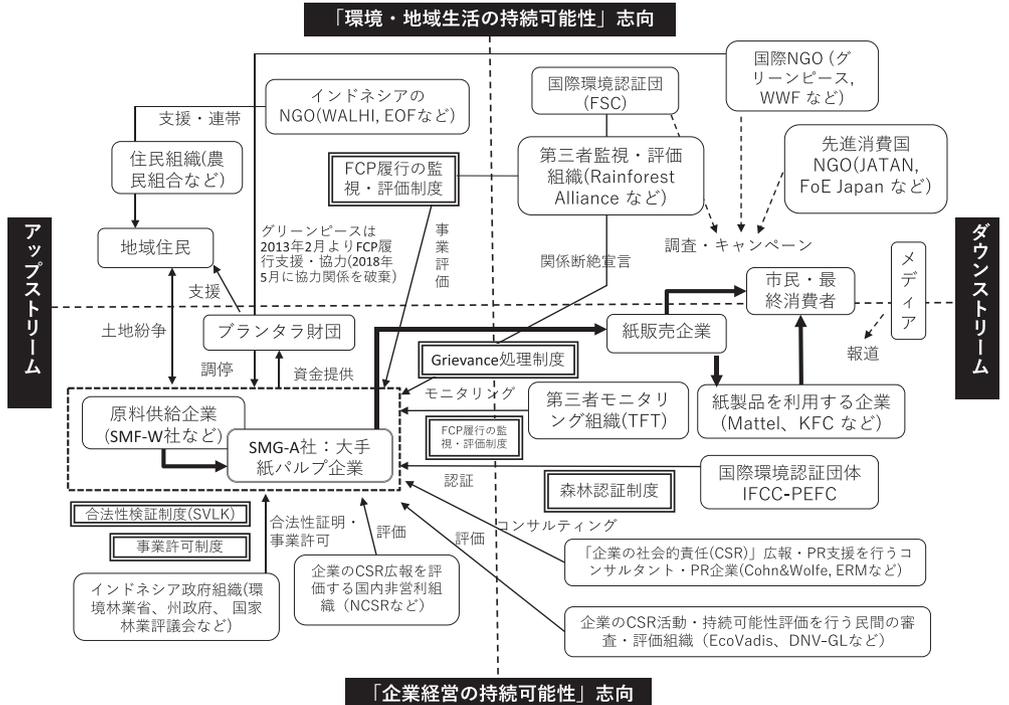
に、政府組織による持続可能性や木材の合法性を審査する木材合法性証明制度(SVLK)もある。

こうした、ガバナンスを支える制度的要素の増加に伴い、ガバナンスにかかわるアクターも増えた。次ページの図は、原料生産から製品・サービスが消費者の手に届くまでの一連の繋がりのアップストリーム側(原料生産・加工)とダウンストリーム側(最終製品の流通・消費)を横軸に、ガバナンスのあり方に影響を与える主要アクターが重視する価値として、「環境・地域生活の持続可能性」を志向しているか、それとも「企業経営の持続可能性」を志向しているかという点を縦軸にとり、主要アクターの関係を示したものである。

熱帯地域における紙原料の責任ある生産・消費を目指す「企業の自主行動計画」を軸とした環境ガバナンスの制度的整備が進むなか、ガバナンスを支える、あるいはガバナンスに影響を与える新たなアクターが出現してきている。例えば、「企業の社会的責任(CSR)」広報・PR支援を行うコンサルタント・PR企業である(図右下)。アイズオンザフォレストのレポートによると、APP社は自社の環境対策を広く社会にアピールするために、ブランドマーケティングやメディアキャンペーンを専門とする会社(Cohn & WolfeやERMなど)を利用して自社イメージアップをはかるCSR広報を行っているようだが(Eyes on the Forest 2011)、こうしたCSR広報支援企業も今後のガバナンスに影響を持つものと思われる。

また、類似の役割を持つインドネシア国内の組織として、持続可能性に関する企業の報告書の質を高め、ステークホルダーの信用を高めることを支援している。「持続可能性報告ナショナルセンター（NCSR）」のような組織もある（図左下）。この団体は、社会的責任（SR）に関する企業の報告書やホームページでの広報を毎年評価し、質の高い報告を行っている企業に、持続可能性報告賞（SRA）を贈っている。なお、NCSRは18年、APP社に5度目の賞を授与している（そのことをAPP社は自社が運営するウェブサイトでツイート）で大きく宣伝した。

また、企業の社会的責任の達成度を評価する国際的に有名な第三者評価組織も存在する（図右下）。例えば、企業の「サステイナビリティ（持続可能性）」に関する取り組みを評価しているフランスのエコバディス（EcoVadis）社やノルウェーのデットノルスケベリタス（DNV-GL）社などである。ちなみに、エコバディスは、16年と17年、同社が実施する持続可能



注：図は網羅的なものではない。またそれぞれの象限内の各アクターの位置は、志向性の強弱を示すものではない。図中の太線の矢印はサプライチェーン（原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり）を示す。細線の矢印は特定のアクターへの働きかけや影響を、点線の矢印は不特定多数のアクターへの働きかけや影響を示す。
紙パルプ原料の「責任ある生産」を目指すガバナンスのアクター相関図（筆者作成）

性評価——同社が指名した企業に、環境、社会、倫理、サプライチェーンなどについての質問を

し、それに対する回答を専門家分析して、4段階で評価するもの——でAPP社に最高ランクの「ゴールド」の評価を与えている。このこともAPP社はさまざまなメディアを通じて大きく宣伝してきた（例えば『日経ESG』18年8月号）。こうした、企業の取り組みを評価す

る民間組織も、今後のガバナンスの行方を左右する新たなアクターだ。

図の左側の中ほどにブランタラ財団がある。これはインドネシアの10の地域を対象に、保護地域における生物多様性保全の取り組み強化や、環境教育を含むコミュニティ支援活動を進めている、APP社の資金提供によりできた「非営利組織」である。この組織の活動成果をAPP社は積極的に報じているが、これは同社のイメージアップに寄与しているものと思われる。こうした、企業のバックアップを受けたNGOの動きも、今後のガバナンスに何らかの影響を及ぼすものと考えられる。

ガバナンスのしくみが整うなかでそれにかかわるアクターが増え、それぞれが、それぞれの価値観と利害に基づいて、多様な「言説」（ある「現実」を説明するとともに、「現実」を作り出す効果を持った言語表現）を放っている。こうしたなか、われわれ消費者市民が認識する紙原料生産をめぐる「現実」は、強い情報発信力を持つパワフルなアクターの言説によって形作られる傾向が強くなってきている。

土地紛争を生きる人びと

APP社の取り組みが華々しく喧伝されるたびに頭に浮かぶのは、私が15年から通っているスマトラ島ジャンビ州L村B集落である。

APP社のサプライヤーであるウイラカルヤサクティ社（W社）がL村の領域にやってきたのは06年。道路を造るといふ名目だった。W社は道路建設後、住民が農業を行ったり、林産物

採取を行ったりしていた土地を紙の原料となるアカシアの植林地に変えた。それを実力で阻止するため、住民たちは重機を焼き討ちし、数名の村人が逮捕される事件も起きた。その後、紆余曲折を経て、13年9月、住民約50世帯が集落から少し離れたアカシア収穫直後の土地に再び農地を開き新たに集落をつくった。それがB集落である。

彼らが求めているのは、W社の事業地内の約1500畝の土地をコンセンションエリア（植林事業許可発給対象地）から出し、自分たちに戻すことである。しかし、紛争解決のプロセスはあまり前に進んでいない。再入植後、さまざまな紆余曲折を経て、18年6月、係争中の土地を三つの地区（住民が農地を造成している地区、アカシアが植栽されている地区、住民の作物とアカシアが混在した地域）に区分し、それらの分布を示す地図を、住民とW社双方の検証チームで作成することが決められた。18年7月に、



ジャンピ州議会庁舎前で、とられた土地の早期返還をW社に求めて示威行動をする5農機組合のメンバー（2018年9月、筆者撮影）

双方のチームで現場検証を行うことになった。だが、W社が延期を求めたため、現在（18年9月時点）も検証作業は始められていない。こうしたなか、住民たちは州議会庁舎前で行ったデモで、土地の早期返還を改めて求めた。

今や、APP社は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）にあわせて自社のビジネスモデルを変革した世界の優良グローバル企業の一つと報じられている。しかし、その陰で、B集落住民のように10年以上も土地紛争のなかを生き、今も土地返還を求めて声をあげている人たちがいることを忘れてはならない。

今後求められること

「森林保全方針（FCP）」の宣言から約5年後の18年5月、FCPを実りあるものにするためこれまでAPP社に協力してきたグリーンピースは、その協力関係を破棄することを明らかにした。これまでAPP社が自分たちとは関係がないと説明してきた企業で、FCP宣言後も天然林伐採を行ったり、森林火災を引き起こしたりしてきたいくつかの企業が、SMG傘下企業の職員や、SMG設立者一族によって所有されていることが判明したからだ。これを受け、WWFインドネシアも、18年6月、事態が改善されるまで、APP社製品の購入および同社への投資を避けるよう呼びかけるアドバイザリー（勧告）を出した。

APP社の取り組みを称揚する広報やそれを経営的に後押しするメディアの報道によって大量の情報をもたらされるなか、これら団体の

「声」はなかなか表に出てこない。環境ガバナンス研究を行っているフィールド研究者は、こうしたオルタナティブな（主流ではない、それは別の）情報を吟味し、広く伝えるとともに、フィールドワークを通じて、力のあるアクターの言説によって作り出される「現実」とは異なる、現場の名もなき人びとの語りから浮かび上がる現場のリアリティーを丹念に掘り起こし、消費者市民に伝えていくことが必要である。

注1 企業の環境に対する活動や、ある製品・サービスが環境に与える好影響に関して、消費者に誤った認識を持つよう導く行為。
注2 「環境ガバナンス」は多義的な概念だが、ここでは、「環境に対して何らかの利害を持つさまざまな関係者（地域住民、私企業、NGO、政府組織など）が、公式・非公式の制度を活用しながら、例えば、環境利用の持続可能性の向上、あるいは、環境利用における社会的公正性の確保、あるいは、環境・資源をめぐる対立の解消といった目標にむけて協働していくプロセス」といった意味で用いる（笹岡2017）。

引用文献

Dieterich, Urs and Graeme Auld (2015) Moving beyond commitments: creating durable change through the implementation of Asia Pulp and Paper's forest conservation policy. *Journal of Cleaner Production* 107, pp. 54-63.
Eyes on the Forest. https://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/%5BREPORT%5DEof_TheTruthBehindAPPsGreenwash_201111.pdf (2018年10月5日最終アクセス).
藤原敬大・サン・アフリ・アワン他(2015) インドネシアの国有林地におけるランドグラブの現状―木材林産物利用事業許可の分析. *林業経済研究* 61(1), 63-74.
日本紙パルプ商事株式会社(2017) 図表・紙・パルプ統計. 日本紙パルプ商事株式会社. https://www.kanipapa.co.jp/wp/wp-content/uploads/2018/05/statistical_charts_201805.pdf (2018年10月5日最終アクセス).
日本製紙連合会ホームページ. <https://www.jpapc.jp/status/global-view/index.html> (2018年10月5日最終アクセス).
笹岡正俊(2017) 「隠れた物語」を掘り起こすポリティカルエコロジーの視角. 井上真(編)『東南アジア地域研究入門』. 慶応大学出版会. pp.195-214.
鈴木遙(2016) インドネシアにおける紙パルプ企業による森林保全の取り組み―実施過程における企業とNGOの関係. *林業経済研究* 62(1), 52-62.